

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

それ本当に「有価物」？

「古物商」の許可は？

～ちょっと待って、それって有価物、廃棄物？古物商の許可は～

産廃＝廃棄物の処理 古物商＝古物の売買 売買契約？ 再資源化処理
「古物商」として、買い取ったとしても「産廃」として扱わなければならない場合がある。

産業廃棄物処理（運搬・処分）費をもらって処理（運搬又は処分）した後、有価で売却できる場合でも産業廃棄物処理業の許可が必要です。

一方、有価で買い取って有価で売却する場合はその物が廃棄物（後述）でなければ廃棄物処理業の許可は不要。しかしその際、古物商の許可が必要となる場合があります。

古物営業法は、主に盗品を買い取って窃盗犯に利益がないように取り締まる法律です。古物とは、新品であっても使用のために取引されたモノや一度使用されたモノ、これらを補修、修理したモノで、盗品が容易に売買されないように、古物を取引する場合に許可を必要としています。

例えば「壊れた自動車を修理して、その車を販売する」「破れた服を修繕して、改めて着れるようにした」など、買い取ったものを使い道は変えずに、そのまま古物として使用するために売却するなどの行為が古物商に該当します。

古物に該当しないもの

古物営業法で古物とは、美術品、衣類、時計、宝飾品等13品目に分類されており、船舶や航空機などの大型機械は盗品として売買される可能性が低いので古物に該当しません。また、「鉄くず」や「繊維くず」、「紙くず」など、溶かすなどして本質的な変化を加えないと再利用できない、または加工の手間がかかるものも古物に該当しません。

ということは金属くずや廃プラスチック類などを

排出事業者から買い取って、売却する場合であっても古物商に該当せず、買い取った価格等によっては有価物にも該当せず（逆有償の可能性）、廃棄物として取扱わなくてはならないのに産業廃棄物処理業許可を有していない、許可はあってもマニフェストを発行していないなどの間違いが起りがちです。

逆有償 ⇒ 産業廃棄物

有価物として買い取ったものの、収集運搬に係る費用が売却費用を超えてしまい、結果対象物の処理をする上で支払いが発生したような場合（逆有償といいます）は、有価物として扱うことはできず、産業廃棄物として扱う必要があります。

「有価物」の該当性については、たびたびご相談いただくテーマで、解釈を間違えると無許可営業となるため、処理業者さんが敏感になるワードです。

「廃棄物」は、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、所有者の意思の5要素により総合的に判断します。

例えば、一般的には、事務所移転などにより不要になったオフィスデスク等を処理費をもらって回収する場合は産業廃棄物としての取扱い、買い取ってスクラップにする場合は有価物、買い取って中古オフィスデスクとして売却する場合は古物となります。

お金の流れと買い取り時の状況、買い取り後の使用方法等により、廃棄物なのか、有価物なのか、古物なのかの判断が重要です。